

# グリーン調達 ガイドライン

2025年 5月 1日

芝浦メカトロニクスグループ

## 目次

1. はじめに
2. 芝浦メカトロニクスグループサステナビリティ基本方針・環境方針
3. 本ガイドラインの目的
4. グリーン調達の適用範囲
5. 調達取引先様へのお願い事項
  - 5.1 芝浦メカトロニクスグループ環境方針に則した環境経営の推進
    - (1) 環境マネジメントシステムの構築
    - (2) 環境方針の策定
    - (3) 環境負荷低減活動の推進
      - ① 気候変動への対応
      - ② その他マネジメント項目
    - (4) 芝浦メカトロニクスグループへの調達品における化学物質管理の推進
      - ① 調達品の含有化学物質についての管理体制の構築
      - ② 調達品の含有化学物質管理
  - 5.2 調達品の環境品質確保のための契約の締結
  - 5.3 各種調査への協力
    - (1) 調達取引先様の環境経営に関する調査
    - (2) 調達品の含有化学物質（群）に関する調査
    - (3) その他、上記「5.1 芝浦メカトロニクスグループ環境方針に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

## 添付資料

- 別表1 芝浦メカトロニクスグループ環境関連物質リスト ランクA：禁止物質（群）  
別表2 芝浦メカトロニクスグループ環境関連物質リスト ランクB：管理物質（群）  
様式1 グリーン調達ガイドライン合意書兼取引先環境保全調査リスト

## 1. はじめに

芝浦メカトロニクスグループでは、持続的な成長の実現に向けて、マテリアリティ（重点課題）と連動したサステナビリティ経営を推進しています。その中で、サステナビリティ基本方針・環境方針を定め、グループ一体となった環境保全活動に取り組んでいます。

私たちが直面している課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に、再び資源として「いかす、かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。芝浦メカトロニクスグループでは「つくる」段階での取組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全活動を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様からのご協力が欠かせません。

調達取引先の皆様には、持続可能な社会をともに構築するために、弊社グループのグリーン調達活動へのご理解とご協力をお願いします。

## 2. 芝浦メカトロニクスグループサステナビリティ基本方針・環境方針

### ■サステナビリティ基本方針

芝浦メカトロニクスグループは、事業を通じて、コーポレートスローガン、経営理念の考え方を実践していくこと、ESGを重視した事業プロセスで、社会やステークホルダーの信頼に応えていくことが、わたしたちのサステナビリティの取組みだと考えます。

わたしたちは、ものづくりを支える存在として、技術革新、社会の発展に貢献します。そのためには、わたしたちは常に考え、進化し続け、お客様に優れた技術・サービスを提供する企業であり続けます。

また、わたしたちは、社会・ステークホルダーから信頼される企業であり続けます。そのためには、ESGを重視した事業活動を推進し、誠実で透明性の高い経営を続けます。芝浦メカトロニクスグループは、このサステナビリティの取組みにより、人々の豊かな暮らしの実現を目指します。

### ■環境方針

芝浦メカトロニクスは、ものづくりを支える存在として、事業を通じて環境問題に取組み、時代のニーズを捉えた活動により、社会やステークホルダーの信頼に応えていきます。そして、一人ひとりの取組みを結集し、大きな力に変えて、環境保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

#### 1. 事業活動での環境負荷低減

グループ一丸で環境活動を推進し、事業活動のあらゆる工程で環境負荷低減に取組みます。

## 2. 環境調和型製品の提供

お客様の環境課題解決に向け、環境負荷低減に寄与する環境調和型製品を提供します。

## 3. 環境行動規範

環境法令の順守はもとより、一人ひとりが環境問題への意識を高く持ち、地球環境をよりよい状態で未来に引き継ぐ責任を持って行動します。

## 4. 目標に向けた継続的改善

目指す目標に向けて、P D C Aサイクルを進めて継続的に環境活動の改善を図り、成果の向上に努めます。

## 5. ステークホルダーとの連携と情報開示

ステークホルダーとの積極的なコミュニケーションにより相互理解を深めるとともに、環境情報の適切な開示を行います。

## 3. 本ガイドラインの目的

芝浦メカトロニクスグループでは、グリーン調達を実践する為に積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達することで環境調和型製品・サービスの提供を通じた持続可能な社会構築への貢献を目指して地球環境保全活動に取組んでまいります。

本ガイドラインは、芝浦メカトロニクスグループのグリーン調達に関する基本的な考え方であるグリーン調達基準を示すとともに、納入いただく全ての製品、部品、材料等（以下、納入品）及びご提供いただくサービス（納入品及びサービスを総称して以下、調達品）について、調達取引先様にご協力をお願いしたい具体的な内容を記載しています。

## 4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、芝浦メカトロニクスグループに納入及び提供いただく全ての調達品に適用します。

## 5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様へのご協力をお願いしたい具体的な事項を記しています。環境方針に則した活動を行っていただくとともに、調達品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしくお願ひします。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインの内容をご理解いただき、これを踏まえた活動にご協力賜れますよう、よろしくお願ひします。

### 5.1 芝浦メカトロニクスグループ環境方針に則した環境経営の推進

以下の芝浦メカトロニクスグループ環境方針に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます。

## （1）環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015 やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

## （2）環境方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境方針を定め、社内で共有している。

## （3）環境負荷低減活動の推進

### ①気候変動への対応

①-1 自社の事業活動による温室効果ガス排出（「Scope 1」（注1）及び「Scope 2」（注2））の削減目標を立て、実績管理を行っている。

①-2（目標を設定している場合）その目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて 1.5°C に抑える水準と整合した目標」である。

（目標を設定していない場合）2 年以内に削減目標の設定及び実績管理を行う見込みがある。

### ② その他マネジメント項目

②-1 環境リスクに対する管理体制が構築され、予防措置及び是正措置の手順が整っている。

②-2 違法管理を含めた環境関連教育を従業員向けに行っている（注3）。

## （4）芝浦メカトロニクスグループへの調達品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい調達品の納入及び提供を推進するために以下の活動を行っている。

### ①調達品の含有化学物質についての管理体制の構築

自社の化学物質管理規程等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定めてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。

### ②調達品の含有化学物質管理

調達品の含有化学物質を管理する目的で芝浦メカトロニクスグループが定める「ランク A（禁止物質（群））」及び「ランク B（管理物質（群））」の 2 つのカテゴリー（下表）を認識のうえ、各々に属する化学物質を指定する「芝浦メカトロニクスグループ環境関連物質リスト」（別表 1 及び 2）に即して管理を行っている。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランク A（禁止物質（群））	国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されているため、芝浦メカトロニクスグループにおいて、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。	別表 1
ランク B（管理物質（群））	芝浦メカトロニクスグループにおいて、使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	別表 2

## 5.2 調達品の環境品質確保のための契約の締結

芝浦メカトロニクスグループのグリーン調達ガイドラインにご賛同いただける場合、添付の(様式1)「グリーン調達ガイドライン合意書兼取引先環境保全調査リスト」の該当欄に「レ」点でチェックをお願い致します。

## 5.3 各種調査への協力

上記「5.1 芝浦メカトロニクスグループ環境方針に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況「5.2 調達品の環境品質確保のための契約の締結」に関する調達取引先様の契約遵守状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力をお願いします。

### (1) 調達取引先様の環境経営に関する調査

調達取引先様の環境保全に対する活動状況を(様式1)「グリーン調達ガイドライン合意書兼取引先環境保全調査リスト」に必要事項を記載の上、ご返送頂きますようお願いします。

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に確認させていただきます。確認結果によっては、芝浦メカトロニクスグループにて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施させていただくことがあります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画どおりに改善されない場合は、取引を控えさせていただくことがあります。

### (2) 調達品の含有化学物質(群)に関する調査

調達取引先様からの新規調達品の設定、既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質(群)の含有状況を調査する場合があります。お願いする調査内容は、主に以下の項目です。

- ・「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- ・EU REACH 規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC:注4)の含有有無及び含有量調査(chemSHERPA®(注5)、他)
- ・分析評価結果の調査

### (3) その他、上記「5.1 芝浦メカトロニクスグループ環境方針に則した環境経営の推進」及び「5.2 調達品の環境品質確保のための契約の締結」の確実化のために必要な調査

注 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

注 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/estimate.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html)

注 3：最新の法規制動向、自社環境リスク管理体制、自社内で起こった事故事例等の共有を含めた遵法に対する意識向上教育の推進

注 4：高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)。

EU REACH 規則第 57 条の基準に該当し、かつ第 59 条の手続きにより認可対象候補物質として選定された物質。

注 5：サプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質情報を伝達するためのスキーム

#### 添付資料

別表 1 芝浦メカトロニクスグループ環境関連物質リスト ランク A：禁止物質（群）

別表 2 芝浦メカトロニクスグループ環境関連物質リスト ランク B：管理物質（群）

様式 1 グリーン調達ガイドライン合意書兼取引先環境保全調査リスト

#### 【改訂履歴】

版数	改訂履歴	改定理由及び内容
1	2023. 12. 1	旧版全体を見直し、内容・構成を刷新
2	2025. 5. 1	法改正に伴い、別紙1,2 禁止物質・管理物質に物質を追加

【別表1】

ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	芝浦メカトロニクスグループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 (特定アミンを形成するものに限る)	特定アミンとして0.003重量% (30ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01重量% (100ppm) (注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1重量% (1000ppm) (注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1重量% (1000ppm) (注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1重量% (1000ppm) (注1、2)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質 (例：CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等)	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類 (略称：PBB類)	0.1重量% (1000ppm) (注1)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (略称：PBDE類)	意図的添加の禁止（臭素数4～7、10に限る）または0.1重量% (1000ppm) (注1)	化審法 第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則（注7） EU RoHS 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類 (略称：PCB類)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1以上のものに限る）(注3)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または0.1重量% (1000ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、 トリフェニルスズ（略称：TPT）	スズとして0.1重量% (1000ppm) (注4)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBT0）	意図的添加の禁止または0.1重量% (1000ppm) (注4)	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII
A16	欠番		
A17	欠番		
A18	欠番		
A19	欠番		
A20	欠番		
A21	欠番		
A22	欠番		
A23	欠番		
A24	欠番		
A25	欠番		
A26	欠番		
A27	欠番		
A28	欠番		
A29	欠番		
A30	欠番		
A31	欠番		
A32	欠番		
A33	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A34	欠番		
A35	欠番		
A36	欠番		
A37	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	意図的添加の禁止または0.1重量% (1000ppm) (表面処理の場合1μg/m <sup>2</sup> )	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A38	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名：PFOSF）	意図的添加の禁止または0.1重量% (1000ppm) (表面処理の場合1μg/m <sup>2</sup> )	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A39	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT類）	0.005重量% (50ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物（A14, A15を除く）	スズとして0.1重量% (1000ppm) (注4)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A41	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	0.00001重量% (0.1ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A42	欠番		
A43	欠番		
A44	欠番		
A45	欠番		
A46	欠番		
A47	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	スズとして0.1重量% (1000ppm) (注4, 5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	スズとして0.1重量% (1000ppm) (注4, 5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A49	欠番		
A50	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	意図的添加の禁止または0.01重量% (100ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A51	一部の多環芳香族炭化水素（PAHs）	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) (注5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（略称：DEHP）	0.1重量% (1000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1重量% (1000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1重量% (1000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII

A55	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1重量% (1000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物（略称：PIP(3:1)）	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則 (注7)
A57	ペルフルオロオクタン酸（別名：PFOA）とその塩、及び関連物質	1. PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量% (25ppb) 2. PFOA 関連物質 PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% (1ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A58	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数9～14に限る）とその塩、および関連物質	1. PFCAs (C9-C14) とその塩 PFCAs (C9-C14) とその塩の合計で成形品や混合物中の0.000025 重量% (25ppb) 2. PFCAs (C9-C14) 関連物質 PFCAs (C9-C14) 関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026 重量%	EU REACH 規則 付属書 XVII
A59	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（略称：PFHxS）とその塩、およびPFHxS関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量% (25ppb) 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% (1ppm)	化審法 第一種特定化学物質 (注8) EU POPs 規則
A60	デクロランプラス	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A61	UV-328	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

(注1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。  
例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

(注2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で0.01重量% (100ppm) を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。  
例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

(注3) 塩素数1はEU POPs 規則の対象となるEU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数≥2を対象とします。

(注4) 算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成形品あるいはその部品単位（DBT のみ混合物も含む）とします。  
殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

(注5) EU REACH 規則付属書XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(注6) EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として0.1重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量%以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

(注7) 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

(注8) 化審法においてはPFHxS関連物質は指定対象外です。

## 【別表2】

### ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番
B02	欠番
B03	欠番
B04	臭素系難燃剤（PBB 類（A08）及び PBDE 類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	欠番
B08	欠番
B09	ペルフルオロカーボン（略称：PFC 類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC 類）
B11	六フッ化硫黄
B12	EU REACH 規則の SVHC（認可対象候補物質）（注9）
B13	欠番
B14	米国 TSCA PBT 規則（5物質）（DecaBDE（A09）、及び PIP(3:1)（A56）を除く）（注10）
B15	EU RoHS 指令 次期制限候補物質
B16	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質（注11）
B17	PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）（注12）（注13）

(注9) EU REACH 規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

(注10) 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理対象外とします。

(注11) POPs 条約附属書A（廃絶）および附属書B（制限）への掲載が決定した物質（群）を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランクA へ移行する。

参照：国連ストックホルム条約におけるPOPs リストAnnex A (Elimination) およびAnnex B(Restriction) ;  
<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/AllPOPs/tabid/2509/Default.aspx>

(注12) 欧州化学品庁（ECHA）のペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）の規制案にて定義されたPFAS

(注13) 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第8条(a) (7)に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3 の定義を満たすPFAS

## 【別表2】

別表1以外のchemSHERPA管理対象物質

## グリーン調達ガイドライン合意書兼 取引先環境保全調査リスト

太枠内をご記入ください  
2023/12/12 改訂

貴社名		
所在地	□工業専用地域	
業 態	<input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
電話番号		

発行日	年 月 日
責任者 (役職・氏名)	印
担当者 (役職・氏名)	印

## 1 芝浦メカトロニクスグループのグリーン調達ガイドラインへの賛同(□内に「レ」チェック)

芝浦メカトロニクスグループのグリーン調達ガイドラインに賛同し、環境負荷の小さい調達品の納入に努めます。

 また、グリーン調達ガイドラインにおける要求・協力事項は、関係部署及びサプライヤーへ周知徹底します。

## 2 ISO14001:2015やそれに準ずる環境マネジメントシステムに関する事項

第三者認証等を取得済みである	YES/NO	取得日	認証機関	認証No.
第三者認証等の取得計画がある	YES/NO	取得日予定	認証機関(予定)	*未取得の場合、下記4 環境保全に関する項目 記入のこと

## 3 環境関連物質に関する事項

## ① 環境関連物質使用状況【○を記入】

評価項目	調査中	不使用	使用(物質名を記載)
【別表1】にある ランクA:禁止物質(群)を使用している	製品・部品		
	包装・梱包材等		
【別表2】にある ランクB:管理物質(群)を使用している	製品・部品		
	包装・梱包材等		

## ② 含有化学物質管理について【該当する番号を記入】

Q1 貴社での、chemSHERPA-AIについて下記のどれに当てはまりますか。 注:chemSHERPAとは、経済産業省主催の製品含有化学物質の情報伝達様式です。	
1 扱ったことは無い 2 提出を求められたことがある。(提出したことではない。) 3 提出したことがある。 4 よく提出している。 5 不明	
回答 <input type="text"/>	
Q1で、3、または、4と回答された場合は下記Q2以降にお進みください。 Q2 貴社での、chemSHERPA-AIは、下記のどれに当てはまりますか。	
1 成分情報、および、違法情報で構成している。 2 成分情報のみで構成している。 3 違法情報のみで構成している。	
回答 <input type="text"/>	
Q3 貴社での、chemSHERPA-AIの提出方法は下記のどれに当てはまりますか。	
1 取引先指定の社外Webシステムにアクセスし、データを指定箇所にアップロードする。 2 メーカまたは自社作成のデータを入手し、メールに添付し取引先に送信する。 3 1、2とも対応している。	
回答 <input type="text"/>	

## 4 環境保全に関する項目(第三者認証等の認証取得済みの場合 記入不要)

調査項目		ご回答欄 (○で囲む)	備考等
(1)環境保全体制	環境保全組織または相当体制の有無	無 有	
	環境保全に関する定められた文書の有無 (例:環境保全規程等)	無 有	
	環境保全対象設備・施設における点検マニュアル等 (例:ボイラー、コンプレッサー、プレス機、廃液処理設備等)	無 有	
	従業員への環境教育や訓練の実施の有無	無 有	
	過去5年間に監督官庁からの改善勧告等の有無	無 有	→ 改善勧告内容記入(概要)
(2)大気	工場からの煙を出す等、大気を汚す設備・施設がある (例:ボイラー、金属溶解炉等)	無 有	→ 設備・施設名記入
	□有りの場合 下項回答		
	定期的に大気測定を行なっている (外部委託を含む)	無 有	
(3)水質	工業用油や薬品類を生活用水と一緒に流す場合がある	無 有	→ 改善活動項目記入
(4)騒音・振動	近隣住民を不快にさせる音をたてる設備がある (例:コンプレッサー、プレス機、ポンプ、送風機等)	無 有	
	□有りの場合 下項回答		
	定期的に騒音・振動測定を行なっている (外部委託を含む)	無 有	
(5)化学物質	法令(*)に該当する化学物質の使用・保管	無 有	→ 化学物質名/該当法令名称記入
	□有りの場合 下項回答		*:労働安全衛生法(有機溶剤・特化物)、毒物劇物取締法、PRTR法、消防法、高圧ガス保管法等
	SDS(安全データシート)を保管・管理している	無 有	
(6)フロン	フロン排出抑制法(*)に該当する設備	無 有	
	□有りの場合 下項回答		*:冷媒等としてフロン類が封入されている設備等
	法で定められた定期点検及び簡易点検を実施 ・記録の保管	無 有	
(7)廃棄物	産業廃棄物の処理は、専門の業者へ委託している □有りの場合 下二項回答	無 有	→ 産業廃棄物名記入
	専門業者と委託契約を取り交わしている	無 有	→ 委託先会社名記入
	廃棄物ごとにマニフェスト管理をしている	無 有	
(8)気候変動	自社の事業活動による温室効果ガス排出('Scope1'及び 'Scope2')の削減目標	無 有	→ 目標記入
	自社の事業活動による温室効果ガス排出('Scope1'及び 'Scope2')の削減実績	無 有	→ 実施内容記入